

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷六十二第

行發日一月四年三和昭

論叢

臺灣の小作制度 法學博士 河田 嗣郎
 相續税の補完としての贈與課税 法學博士 神戸 正雄
 保險學の本質 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

琉球の天然資源と人 法學博士 山本美越乃
 コンツェルンに就いて 經濟學士 磯部 喜一
 委任經理に就いて 經濟學士 楠見 一正
 フイジオクラートの價值論 經濟學士 山本 勝市

雜錄

合理化方法としての經營設備の改造 經濟學士 大塚 一郎

法令

米及糧ノ輸入制限ニ關スル件・昭和三年勅令第二十號ノ施行ニ關スル件・前年度豫算ヲ施行スルノ件

委任經理に就いて(下)

楠 見 一 正

第二 委任經理の實際

一、第一種に屬する委任經理

(一)、實費經理と委任經理 現今我國陸軍の經理の凡てが茲に謂ふ委任經理の方法に依つて行はれてゐるのではない。現今我が國陸軍の經理法は之を大別して二とする事が出来る。實費經理と委任經理とが之である。實費經理とは國家の行ふ普通一般の會計經理の方法であつて、實際の費途に依つて經理を行ふのである。即ち令達豫算の範圍内に於て實費に依つて諸般の經費を支辨し、其の剩餘は國庫に歸屬せしむると共に萬一不足を生じ、爲に實際必要なる經費を支辨し得ざる場合には、更に豫算の増額を受ける事が出来る。即ち實費經理は國家會計の行はるべき原則であつて、只單に委任經理に對して云ふ名稱に外ならない。陸軍に於て此の實費經理の方法に依つて經理する費目は演習費、旅費、俸給、兵器、彈藥、營繕費、等枚擧に遑のない有様であつて、陸軍に於ける經費の大部分は此の實費經理の方法に依つて實施せられるのである。之に對して委任經理は全く特殊の方法であつて、専ら給與に就いてのみ行はれる經理法である。經理を委任せ

られた隊長は交付せられた定額を以て給與の實施を確實にし其の責に任ずるのである。

(二) 委任經理の行はるゝ費目及種類 然らば陸軍に於ける委任經理は如何なる費目に於て行はるゝものであるか。陸軍に關する委任經理の件第一條に示す通り、糧食、被服、消耗品、陣營具、馬糧、裝蹄別毛料等に限られてゐて、それ以外の費目に關しては委任經理を行ふ事を得ないものである。然らば委任經理は如何なる單位に於て行はるゝかと云へば、例へば歩兵聯隊、輜重大隊といふ様に部隊を單位として行はれるのであつて、決して師團全體を單位として行はれるものではない。尙之等の部隊の外に陸軍に於て委任經理を行ふ事を得るものがある。即ち教化隊、諸學校、病院、刑務所、憲兵隊等が之であつて、前掲法律第二條の規定に依り許されたものである。以上述べた様に委任經理は法規に依つて嚴重に制限を受け、法律勅令に依るものゝ外は絶對に之を行ふ事を得ないものである。

(三) 委任經理の實益 前述の様に委任經理は經費使用上の特種の方法であつて、一般の原則に對する例外をなすものであるが、尙之を認むる趣旨は節約に存し、之を行ふ實益としては一般に次の二つが擧げられてゐる。即ち

(イ) 經濟上の顧慮の増進、委任經理の制度は定額を以て部隊の給與の實施を委任し萬一其の定額では不足を生ずる事があつても之を補給せないのが原則である。従つて其經理の成果如何は直ちに給與の良否に影響し、部隊全體の痛痒を感ずる事直接で且大であるから、自ら不經濟な行爲を防げし經濟上の顧慮を増進せしむる様になる。

(口) 給與の均衡保持、部隊は給與の定量定額を與へられるのであるが、給與の實施は必ずしも此定量定額通りに行ふの必要はなく、只之を大體の標準とするのであつて、實際は之と異つた給與を行ひ委任の範圍内で自由に伸縮する餘地を有してゐる。従つて勞働の多少に従ひ季節を顧慮し、又頻繁なる物價の變動に従つて、適宜に給與の調節を計る事が出來、従つて常に圓滿なる給與を行ふ事が出来るのである。

以上の外に尙戦用品の保持を容易にし且戦用品の更新を適當ならしめ注意節約に依りて生ずる餘裕を以て、其の手入保全を計り補足をなし得るといふ利益も擧げられる。

(四) 委任經理に屬する經費の額 現今陸軍に於て委任經理に屬する定額金は如何なる數字を示すかを考察して見るに、大正十四年度決算に依つて陸軍省所管經常部の歳出を見れば、

(第一表) 大正十四年度決算陸軍省所管(甲號)

經常部歳出	一七〇、七六〇、六八三、五六三	第七項 患者費	八九二、六八四、一一〇
第一款 陸軍本省	七四、三六〇、〇九三	第八項 一年現役兵及幼年學校自費生諸費	一、八一八、〇八四、四九〇
第二款 軍事費	一六九、二一九、一八八、八四〇	第九項 在監人費	六三、八二八、三五〇
第一項 俸給	五六、二九一、九七四、六四〇	第十項 輪送費	二、二八一、二九二、〇七〇
第二項 廳費及修繕費	六、三四〇、〇四九、二八三	第十一項 供奉費	七三、九五〇、一五〇
第三項 雜給及雜費	一六、九八七、二六五、〇一七	第十二項 機密費	三四〇、〇九〇、〇〇〇
第四項 衣糧費	四四、一五一、四九七、〇四〇	第三款 靖國神社寄附金	一一、〇〇〇、〇〇〇
第五項 兵器及馬匹費	三二、九六一、六二九、三四〇	第四款 諸支出金	八一五、一三四、六三〇
第六項 演習費	七、〇一六、八四四、三五〇		

經常部歳出の總額は壹億七千七拾六萬圓餘であつて、其の内軍事費は壹億六千九百貳拾壹萬圓餘に達し、陸軍省所管經常部歳出の殆んど大部分を占めてゐる事がわかる。其軍事費の内最も多額を占むるものは俸給であつて、之に次ぐものは衣糧費兵器及馬匹費である。衣糧費は四千四百拾五萬圓餘、兵器及馬匹費は參千參百萬圓に達してゐる。而して陸軍省經費の内委任經理に屬する經費は衣糧費と兵器及馬匹費、廳費及修繕費等の一部であるが、今衣糧費のみを考へて見ても其の額は陸軍省所管經常部歳出の約 $\frac{1}{4}$ を占めてゐる。之に依つて見れば委任經理の定額金の總額は相當に多額に上つてゐる事が了解出来るであらう。尙衣糧費の細目を示せば、

(第二表) 大正十四年度陸軍省所管經費決算(乙號)

歳出經常部(衣糧費細目)

科目	豫算額	流用増減額	豫算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考
第二款軍事費							
第四項衣糧費	四、二八、五三、一円	—	四、二八、五三、〇〇〇円	四、二八、五三、〇〇〇円		七、〇〇、九〇、〇〇〇円	流用増額ハ第二月ヨリ流用セシニヨル
第一目精米及麥	二、九三、〇四、七、一	四六、六八九、〇〇〇	二、四六、三五、七六、〇〇〇	二、四六、九七、六六、〇〇〇			流用増額ハ第一目及第四目へ四八、〇〇、〇〇〇第五目へ一七、〇〇、〇〇〇流用セシニヨル
第二目賄料	二、三六、三五、一	△六三、七五、一	二、七三、〇〇、二〇〇	二、七三、〇〇、二〇〇			
第三目糧秣製造購買費	一、四二、八七、六、一	—	一、四二、八七、六、〇〇〇	一、四二、八七、六、〇七〇		〇・〇〇	
第四目糧秣手入費	五、五三、一	一、七六、二、〇〇〇	七、二五、〇〇〇	七、二五、〇〇〇			流用増額ハ第二月ヨリ流用セシニヨル

第五目馬糧	10,092,933.1	1,816,442,842.10	7,744,608,441,001,776,628,441			流用増額ハ第二目ヨリ 1,778,104,000第九目ヨリ 7,744,608,442流用セシユル
第六目被服製造 購買費	6,669,000.1	444,766,666	7,000,532,666,666	7,000,532,666,666		流用増額ハ第七目ヨリ云 ハ八二六,八八九ヨリヨリ 5,110,250流用セシユル
第七目被 補修費	1,110,900.1	226,666,666	8,626,442,666	8,626,442,666		流用減額ハ第六日ハ 流用セシニ因ル
第八目被服料	442,333.1		51,333,000	57,066,970	5,706,000	
第九目運搬費	556,411.1	1,150,556,000	4,456,866,966	500,637,370	444,566,000	流用減額ハ第五日(七、 五五、八二第六日(四、 110,250流用セシニ因ル

其の大部分は精米、精麥、賄料、馬糧等に費されてゐる。之等の經費は各師團毎に師團長に令達せられ更に各隊に定額を交付するのである。

(五) 委任經理積立金 委任經理が一般の國家會計に比して最も特色とする所は特別の資金を所有する事であつて、陸軍に於ける委任經理の様に一般會計の内にあり乍ら毎年度の歳計外に立つ所の積立金を有する事は全く異例たるを失はないであらう。而して此積立金に繰入れ得るものは、(一)交付せられた定額金より生ずる給與實施の殘餘、(二)委任經理に屬する物品其他不要品廢品殘飯等の賣却代金、(三)委任經理物品に關する契約の違約金補償金等である。之等を積立て、保有し預金部預金として、利殖する事を許されてゐる。そして此の積立金は將來生ずべき委任經理に

係る諸般の費途に充當するのであつて、積立金より通常支出すべきものは、(一)日常給與の補足特に主食の増給、(二)戦用品の手入及整備費、(三)演習、行軍、祝日等に於ける臨時増加給費等である。此の様に積立金は不必要な費用を節約して其の殘餘を蓄積殖殖して將來必要有用の費途に備ふるものである。即ち此の積立金の増減に係る金額は委任經理それ自體の運用に依つて生ずる殘餘又は不足であつて、實費經理に關する經費とは何等の關係なく、否全く劃然と區別して取扱ふべきものである。從來此積立金の額は各部隊間に非常なる不權衡なからしむる爲めに一定の標準が設けられてゐた。今假りに此の標準に依り積立金總額の最低額即ち毎年度の定額金の $\frac{1}{10}$ を以て現在陸軍に關する委任經理積立金の總額と見ても、其の額は約五百萬圓に達する有様である。之を以て之等積立金の額も僅少なからざるを知る事が出来るであらう。

(六) 軍隊に於ける委任經理の實際 委任經理に屬する經費は定額を交付せられるのであるが、定量を以て受入れるものもある。糧秣の大部分即ち精米、精麥、馬糧は現品の一定量を標準として現品給與を本旨としてゐる。然し糧秣に於ても實際の給養と定量との間に開きが生じた場合には、其殘高を金錢に換算して其代金交付を受けるのである。而して隊が之等の定量定額を受け入れるには被服費、消耗品費等大部分は精算拂の方法に依るが、糧秣、賄料の定量定額は所謂概算拂の方法に依り毎月末に之が精算を行ふのである。隊に於ける委任經理に關する現金の保管方法は預託、随意保管及預金の三方法に依るのである。

凡そ軍需調達の要旨は所要の品種數量を最も經濟的に且迅速に調達し以て軍の需要を満足せし

むるに在る。従つて調達方法も品種、數量、調達の時期及調達の場所等に依つて其の趣きを異にしてゐる。委任經理に屬する物品の調達に就いても被服は被服廠より一種の購買の形に於て調達し、(註三)又糧秣諸品の調達は軍の行動兵馬の保健に直接の關係を有し、且其調達費額が莫大なる額に達するから現品給與を本旨としてゐる。(註三)併し乍ら副食物賄料其他に就いては其一回の購買費額も少額で概ね三千圓以下であるから、各部隊に於て隨意契約の方法で直接調達する事になつてゐる。契約締結者が物件を提供した場合には双方立會の上で検査受領するのである。演習に伴ふ糧秣の調辨方法は又自ら異なるのは勿論である。

(註二) 被服製造購買費に依る被服年額は現品交付額と金額交付額とに區別せられ、現品交付額は豫算を直接被服廠に交付し、各隊には現品を以て請求せしむるのである。

(註三) 糧秣諸品の調達に就いては部隊より提出した糧秣概算請求書に基いて、各師團經理部長若しくは糧秣本廠長が之を調達し各隊は之が現品交付を受け検査受領するのである。

陸軍に屬する人馬は其任務遂行上から全く其自治に放任する事は不可能な事であつて、糧秣の合衆給養を行ふを本則としてゐる。此の給養の本旨を達成する爲めには衛生軍事經濟上の三要求を満足せしむる様に注意し、給養の分量は受給者の正常なる需要を満足せしむるに必要にして且十分なる程度でなければならぬ。平時一日の給養定量は主として衛生上經濟上の要求を満足し以て軍事上の勤務に服するに足る様に決定せられてゐる。現今に於ける平時給養定量は次の通りである。

(第三表) 平時給養定量(一日一人)(陸軍給與令附表第九)

一、普通の狀態にある時

1、糧食			
主 食	精 米	四合五勺	
	精 麥	一合八勺	
	第一區	二〇・一	
	第二區	一九・八	
	第三區	一九・五	
	第四區	一九・二	
副食物賄料			
	野外増賄料	四錢二厘	
	増賄料	六錢五厘	
	衣食料	六 錢	
	增 飼	大麥三〇 芻迄	
	特別に心身を勞する場合		
	甲(騎兵學校等)	一、三五〇 <small>匁</small>	大麥
	乙(騎兵砲兵等)	一、三〇〇 <small>匁</small>	干草
	丙(歩兵等)	一、一〇〇 <small>匁</small>	藁

軍隊に於ては前述の様に合衆給養を原則としてゐるが准士官以上及營外居住の下士以下軍屬には糧食の自辨を許されてゐる。然し之は例外であつて、一般營内居住の下士以下には糧食官給の本旨に従ひ炊爨調理した現品を給する事になつてゐる。然し之等の者に對しても一定の不食者には不食料として米麥代金、賄料定額を併せ給する場合がある。²²⁾

平時屯營に於ける給養の實施は大體給養計畫に依つて一年の計畫を立て献立豫定表を以て實際の標準とするのである。此の計畫は必ずしも前に示した定量通りに行ふの必要はなく、勞働、氣候、風土、食習慣其他の事情を加味して或は滋養食たる事を得べく、或は粗食たる事を得るのであるが大體に於ては給養定量に示す配合比例に従ふは勿論である。今隊に於て如何に給養を實施し如何に經理を行ふかの一端を知る爲めに、八月分と十一月分との賄料給養の比較を示せば次の

通りである。

(第四表) 賄料給養比較表

大正十五年八月分

大正十五年十一月分

品目	給養數量	給養金額	平均單價	一日一人給養平均金額	給養數量	給養金額	平均單價	一人一日給養平均金額
牛肉	155,100	5,500,600	35.00	2,500	107,500	3,800,000	35.00	3,500
鶏卵	10,500	9,300	0.88	0.88	5,500	3,500	0.64	0.64
生魚類	603,000	6,000,000	10.00	5.00	550,000	4,500,000	8.18	4.09
乾魚類	55,000	1,700,000	30.91	3.09	50,000	1,400,000	28.00	2.80
野菜類	3,000,000	1,100,000	0.37	0.37	2,400,000	800,000	0.33	0.33
豆腐類	15,000	2,900,000	193.33	193.33	1,500,000	2,800,000	186.67	186.67
蒟蒻類	13,000	5,500	0.42	0.42	7,500	3,200	0.43	0.43
漬物類	1,100,000	2,400,000	2.18	2.18	3,500,000	2,400,000	0.69	0.69
粉類	24,000	2,700,000	112.50	112.50	1,500,000	2,600,000	173.33	173.33
麵類	7,000	8,500	1.21	1.21	9,000	10,800	1.20	1.20
乾物類	6,000	2,500,000	416.67	416.67	5,000	2,400,000	480.00	480.00
砂糖類	1,000,000	1,500,000	1.50	1.50	2,000,000	2,900,000	1.45	1.45
味噌類	100,000	100,000	1.00	1.00	100,000	90,000	0.90	0.90
醬油	3,000	6,000	2.00	2.00	3,000	6,000	2.00	2.00
白絞油	9,000	6,000	0.67	0.67	1,000	6,000	6.00	6.00
茶	1,500	3,000	2.00	2.00	1,000	2,000	2.00	2.00
食鹽	30,000	30,000	1.00	1.00	1,000	1,000	1.00	1.00
ソーメ	1,000	5,000,000	5,000.00	5,000.00	1,000	1,000	1.00	1.00

脱苑 委任經理に就いて

第二十六卷

六五三

第四號 一三三

品名	数量	単価	合計
清酒	一升二斗	七五	九〇〇
胡麻	一升二斗	六〇〇	七二〇
酢	一斗	一〇〇	一〇〇
木炭	一斗	一〇〇	一〇〇
石炭	一斗	一〇〇	一〇〇
糯米	一斗	一〇〇	一〇〇
食パン	一斗	一〇〇	一〇〇
林檎	一斗	一〇〇	一〇〇
蜜柑	一斗	一〇〇	一〇〇
餛飩頭	一斗	一〇〇	一〇〇
羊羹	一斗	一〇〇	一〇〇
總計			三、四〇〇

右の表に示す賄料の定額は第四區即ち十九錢二厘であるが、實際の給養を見ると八月分は十七錢三厘餘であり十一月分は二十四錢四厘餘に上つてゐる。之は八月分は粗食であり十一月分は比較的滋養食であつた事を意味する。尙八月分は給養金額給養數量の絶對數が十一月分に比して大であるに、一人一日の給養平均金額給養平均分量が小になつてゐる事實は、全く給養人員の關係であり八月分には召集兵の入營中であつた事を忘れてはならない。次に又氣付く事は十一月分には八月分に見られぬ清酒、林檎、蜜柑、餛飩頭、羊羹等の加給品がある事である。之は十一月には秋季演習祝日等のあつた爲めである。更に又一般に賄料にかゝる開きが出来たのは氣候勞働等の關係である。夏季は食欲減じ且午睡の時間が與へられ勞働は一般に少ないが、十一月は食欲増進し

秋季演習の爲めに勞働過激の時季である。従つて一般に夏季に減量し冬季に増量するの方針を採つてゐる。従つて此の方面から見れば委任經理積立金は夏季に増大し冬季に減少すと云ふ事が出来る。尙又氣付く事は物品單價の低廉なる事例へば牛肉百匁三十三錢の如き之である。之は一面大量購買の爲めでもあるが又他而經濟的經理の結果に外ならぬ。軍隊に於ては物品は大體中等品位主義に基いて購買し、又新鮮にして滋養分に富み且經濟的なる點に於て出盛り期にある物品所謂時節物を採用する方針を採つてゐる爲である。最後に主食たる精米精麥の代りに、(一)麩麩其他の食品を代用したる場合、(二)米麥以外の穀類例へば糯米を混用した場合、(三)八月分に於ける様に必要に應じて主食を減量した場合、(四)又は特別の必要に應じて精麥の定量の全部又は一部に代へて精米を使用した場合又は其の反對の場合には、精米精麥を使用しなかつた定量の殘額に對し、即ち定量又は減量に對して所管經理部長が時價に依つて指定する價格に依つて代金を受入れ、精米精麥其他特別に使用した部分及品種に就いては委任經理の負擔に屬し、其兩者の差額は全く委任經理の損益に歸するのである。²³⁾

二、第二種に屬する委任經理

第二種に屬する委任經理は屢々述べた様に特殊の目的に供する資金を特殊に經理する爲めに便宜上軍隊に行はるゝ委任經理の方法を採用したものであつて、其數は多數に上るが大體相似たものであり又委任經理の方法等も何等異つた所が認められぬから、茲に私は大學特別會計に屬する委任經理に就いて簡單に述べて見たいと思ふ。

大學特別會計に於ては法律の定むる所に依り一定の資金を有し之を本來の特別會計と區別して別に資金部なるものを設けてゐる。従つて豫算の形式は複數制を採つてゐる。²⁴⁾而して資金部なるものは維持資金と特別資金とに分たれてゐる。維持資金は本來の特別會計と密接な關係を有し互に相助けて其の存立を基礎付けてゐる。之に反して特別資金は元來特別の用途に充つる資金であるから、本來の特別會計の收支とは何等の關係なく且又維持資金とも全然區別して取扱ふべき性質のものである。大學總長及學長に經理を委任せらるべき獎學寄附金の如きも亦此の特別資金に於て計上せられるのである。即ち獎學資金寄附金なる項目がそれであつて、其の財源は私人の寄附に待つもので全く私人の寄附に對する單なる豫想に過ぎない。従つて收入濟額と豫算額との間に開きを生ずるのが常である。之が歳出は獎學費であつて、即ち其の經理を總長及學長に委任する爲めに支出するのである。故に獎學寄附金が獎學の爲めに實際に運用せられるのは此の特別資金に於てではなく、特別資金から支出して總長の手に委ねられた後に於て始めて行はれるのである。今京都帝國大學資金部の大正十四年度の決算を示せば、

(第五表) 京都帝國大學特別會計資金部決算(天正十四年度)

歳入之部

豫算額	調定濟額	收入濟額
一六、〇〇〇、〇〇〇 ^円	五、一七〇、〇〇〇 ^円	五、一七〇、〇〇〇 ^円

豫算額ニ比シ收入濟額ノ差
増 減

第一項 維持資金

一六、〇〇〇、〇〇〇^円

五、一七〇、〇〇〇^円

五、一七〇、〇〇〇^円

三、七六〇、〇〇〇^円

第一目 前年度豫算
残余繰入

一六、〇〇〇、〇〇〇

五、一七〇、七〇〇

五、一七二、七〇〇

三、七七一、七〇〇

24) 大學特別會計法第1條、第12條、大學特別會計規則第5條

第二目 小切手支拂 未済金収入	—	—	—	—	—	—	—
第二項 特別資金	—	—	—	—	—	—	—
第一目 奨學資金寄附金	六五,五三三,〇〇〇	三三,〇九三,三三〇	三三,〇九三,三三〇	—	—	—	—
第二目 行啓恩賜金利息	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	—	—	—	—
第三目 奨學資金利息	五,〇〇〇	三,〇九〇	三,〇九〇	—	—	—	—
計	六五,五三三,〇〇〇	六五,八八五,四四〇	六五,八八五,四四〇	—	—	—	—

歳出之部

第一項 維持資金	豫算額	豫算現額	支出済額	不用額
第一目 歳入臨時部繰入	一七,三三〇,〇〇〇	一七,三三〇,〇〇〇	一三,七五〇,〇〇〇	一三,七五〇,〇〇〇
第二項 特別資金	—	—	—	—
第一目 奨學費	七〇,〇〇〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇,〇〇〇	四四,〇三三,五七〇	二五,九六六,四三〇
計	一四七,三三〇,〇〇〇	一四七,三三〇,〇〇〇	一五七,七八三,五七〇	一三〇,四六六,四三〇

此奨學資金寄附金の外に尙委任經理となるべきものがある。即ち本來の特別會計中に見る用途指定寄附金が之である。

(第六表) 京都帝國大學特別會計歳入豫算

歳入

昭和二年度豫算

大正十五年度豫算

經營部

一、政府支出金受入

二、六二四、三八五、〇〇〇

二、六六一、五一三、〇〇〇

説苑 委任經理に就いて

第二十六卷

六五七

第四號 一二七

二、諸 取 入

一、三三六、六五三、〇〇〇
 二、二六二、七七八、〇〇〇
 三、九二四、二九一、〇〇〇

計

臨時部

一、臨時部政府支出金受入

九六七、五五三、〇〇〇

七七九、六〇八、〇〇〇

二、演習林臨時收入

五一、八〇八、〇〇〇

—

三、資 金 繰 入

二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

二九五、九五〇、〇〇〇

四、川途指定寄附金

三〇、〇〇〇、〇〇〇

三〇、〇〇〇、〇〇〇

計

一、二四九、三六〇、〇〇〇

一、一〇五、五五八、〇〇〇

用途指定寄附金は右表に見る様に本來の大學特別會計歳入臨時部に掲げられてゐて其額は毎年約三萬圓を計上せられてゐる。此の用途指定寄附金は如何なる方面に其の用途を指定せられてゐるか云へば、即ち之は奨學費に充當せられ又同時に委任經理の爲めに支出するものである。即ち此の用途指定寄附金も亦總長の手に經理を委任せられるのである。然らば用途指定寄附金と特別資金中に見る奨學資金寄附金とは如何なる關係を有してゐるか。用途指定寄附金は奨學の目的に用途を指定せられた寄附金であつて、寄附者の意思により元利共に使用する事を許されたのを之に計上し、之に反して寄附者の意思に依り利子のみを運用する事を命じた奨學を目的とした寄附金は奨學資金寄附金として取扱はれるのである。從來此の兩者は同様に取扱はれてゐたが數年前から別に用途指定寄附金なる項を設けて、奨學資金寄附金と區別して取扱ふ様にしたのである。従つて此の兩者は其性質を異にするものではなく只單に其運用の範圍に廣狹の差があるの

み。共に其の經理を總長に委任する爲めに支出するのである。

以上述べた様に獎學資金寄附金と用途指定寄附金とは委任經理の爲めに支出せられ大學總長の手に委ねられるのであるが、其の時に於ては最早之等の金額は大學特別會計及資金部とは何等の關係なく、總長は責任を以て之等の寄附金の運用を行ひ經理委任の範圍内に於て其の用途指定に従つて自由に經理を行ふのである。此時に於て之等の獎學寄附金は其の目的を達し獎學費として實際の運用を見るのである。此の獎學寄附金の出納は「委任經理獎學寄附金受拂簿」に記帳する事になつてゐる。²⁵⁾ 獎學寄附金の委任經理の實際を知る事は此の受拂簿の内容を伺はねばならぬ。而して之等の資金は獎學費に充てられるのであるが、然らば獎學費とは如何なるものを意味するか。則ち獎學費とは學生生徒に貸與又は給與すべき學資、並に圖書機械器具標本の購買費及其他學生生徒の獎學となるべき經費を云ふのである。²⁶⁾ 勿論寄附金にして其の用途に指定條件の存するものは之に従つて經理すべきは當然の事である。

更に之等の獎學寄附金が實際委任經理として運用せられてゐる額は如何なる數字を示すか。勿論正確な數字は今之を知る事が出来ないが、京都帝國大學に屬する委任經理獎學寄附金の額を概算して見ると大正十五年十月迄に總計約七拾六萬貳千圓に達し、其の内利子のみ使用し得るもの、元金は貳拾貳萬貳千百貳拾圓に達してゐる。此の貳拾貳萬圓は明かに積立てゝある額であるが、此の外元利共運用し得る寄附金でも貸與する分の元金は幾分返却せられたであらうし、又之等の元金の利子も長年月には決して少なくないであらう。斯く考へる時は京都帝國大學に屬する

25) 大學並 = 直轄學校 = 於ケル獎學寄附金委任經理規程 (明治 40 年 3 月 30 日 文部省訓令第 4 號) 第 3 條

26) 前掲文部省訓令第 4 號第 1 條, 大學特別會計法第 9 條

委任經理の運用する資金も可成りの大金である事は疑の無い所である。尙又全國の各帝國大學官立大學直轄學校並に帝國學士院帝國美術院の運用しつゝある委任經理金を合算すれば驚くべき數字に達し得べく、我が國財政上に於て見逃すべからざる地位を占むるものと思はれる。

結 言

以上私は委任經理に就いて大略其の概念と實状とを明かにし、其批評には觸れなかつたのであるが、今委任經理の制度は大體之を是認するとしても其の間多少疑問となるべき點も起り得る事と思ふ。併し乍ら陸軍に於ける委任經理定額金の總額は毎年陸軍省所管經常部歳出の約二十五%を占めてゐるといふ事、第一種第二種の委任經理に屬する、國家の歳計外に立つて收支する委任經理金は其の總額では驚くべき多額に達し得るといふ事より見ても、委任經理の制度は我國財政上に於て相當の重要性を持ち得る所と思はれる。尙又軍隊に於ては糧秣被服等を委任經理とせずして單に通常一般の經理方法に依つたならば、決して現在の定額金では給與の均衡満足は期し難く、之を委任經理とするが故に良く經費節約と給與均衡との實を擧げ得るといふ點に於ても亦委任經理が重大なる意義を有し得る所ではなからうか。